

耐震診断・改修の無料相談窓口を設置しました

一般社団法人福島県建築士事務所協会では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正施行に伴い、耐震診断・改修を促進し県民の安全安心の確保を目的に、国土交通大臣指定耐震改修支援センターである「一般財団法人日本建築防災協会」と連携して「建築物所有者の耐震診断・耐震改修の実施に伴う相談窓口」を設置しました。

相談対象となる建築物の所有者・管理者（以下、「建築物所有者等」という。）の皆様におかれましては、次の記載事項をご一読いただきご相談ください。

1. 相談対象建築物

福島県内にある昭和56年5月31日以前に着手した次の掲げる建築物

(1) 要緊急安全確認大規模建築物

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等(別表)

(2) 要安全確認計画建築物

①県内地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（未指定）

②都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物（未指定）

(3) その他

当協会が適当と認める建築物

2. 相談体制

相談窓口は、耐震診断・改修に関する建築物所有者等の相談に応じます。

(1) 事務局職員による対応（原則常時対応、受付時間 9:00～12:00、13:00～16:00）

(2) 技術者による相談について（事前予約制 毎週火曜日）

①電話による相談（TEL：024-521-4033）

②来訪による相談

③現地における相談

※ 建築物所有者等の皆様には出来る限り必要な図書等をご用意の上、ご相談願います。

（必要な図書等：確認申請等建築物の建設時期、構造、規模など概要がわかる図書）

3. 期間及び費用

当面は、平成26年1月6日～平成26年3月31日まで

相談費用は無料

別表

用 途	対象建築物の規模	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程もしくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上	
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上	
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上	
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留所又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるもの）		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上（敷地境界から一定距離以内に存する建築物に限る）